

（内圧容器及びその附属装置）

第150条 自動車の内圧容器及びその附属装置の規格、表示、取付け等に関し、保安基準第47条の2告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 内圧容器は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第7号に規定する第二種圧力容器に関し労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第42条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格を具備するものであること。
 - 二 圧縮空気に係る内圧容器は、ドレンコックを備えたものであること。
 - 三 内圧容器は、自動車に取り付けた状態で見やすい位置に、最高使用圧力を表示したものであること。
 - 四 内圧容器は、点検しやすい場所に備えられていること。
 - 五 内圧容器及び導管は、自動車の走行中の振動、衝撃等により損傷を生じないように取り付けられていること。
 - 六 内圧容器には、容器内の圧力を指示する圧力計を運転者の見やすい場所に設けること。
 - 七 圧力計は、圧縮ガスにより作動する装置の最低有効作動圧力を目盛に表示したものであること。
 - 八 第6号の圧力計は、照明装置を備え、又は文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったものであること。
- 2 機械等検定規則（昭和47年労働省令第45号）第4条の規定による合格印が押印された明細書の提出があるときは、前項第1号の基準に適合するものとする。